

○職員の分限及び懲戒等に関する取扱規程

〔平成 22 年 4 月 30 日〕  
訓 令 第 3 号

改正 平成 24 年 3 月 1 日 訓令第 1 号  
平成 25 年 10 月 1 日 訓令第 3 号  
平成 29 年 11 月 24 日 訓令第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、香南香美老人ホーム組合職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和 43 年条例第 12 号)及び職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和 43 年条例第 14 号)の規定に基づき、香南香美老人ホーム組合職員(以下「職員」という。)の分限及び懲戒等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(分限の報告)

第 2 条 庶務課長は、職員が地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。) 第 28 条第 1 項及び第 2 項の規定に該当すると認められるときは、速やかに分限報告書(様式第 1 号)に分限身上調査書(様式第 2 号)を添えて施設長に報告しなければならない。

2 施設長は、職員が 法第 28 条第 1 項及び第 2 項の規定に該当すると認められるとき又は前項の報告を受けたときは、該当の事実を調査し、分限調査報告書(様式第 3 号)に次の各号に掲げる書類を添えて組合長に報告しなければならない。

- (1) 法第 28 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定に該当する場合は、勤務成績報告書及びその他必要とする書類
- (2) 法第 28 条第 1 項第 2 号及び第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は、組合長の指定する医師の診断書及び所属長の事実調査書その他必要な書類
- (3) 法第 28 条第 2 項第 2 号の規定に該当する場合は、起訴状の写し、法第 28 条第 1 項及び第 2 項の規定に該当すると認められる職員本人の聴取書、始末書又は陳述書及び関係者の聴取書、始末書又は陳述書並びに所属長の事実調査書その他必要とする書類

(懲戒の報告)

第 3 条 庶務課長は、職員が 法第 29 条第 1 項各号の一に該当すると認められるときは、速やかに規律違反報告書(様式第 4 号)に規律違反身上調査書(様式第 5 号)を添えて施設長に報告しなければならない。

2 施設長は、職員が 法第 29 条第 1 項各号の一に該当すると認められるとき又は前項の報告を受けたときは、当該規律違反の事実を調査し、懲戒調査報告書(様式第 6 号)

に次の各号に掲げる書類を添えて組合長に報告しなければならない。

- (1) 規律違反があると認められる職員本人の聴取書、始末書又は陳述書（本人が聴取書、始末書又は陳述書の提出を拒んだときは事実調査書）
- (2) 関係者の聴取書、始末書又は陳述書
- (3) その他必要書類  
(委員会の設置)

第4条 職員の懲戒処分を公正に行うため、香南香美老人ホーム組合職員懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を置き、職員の規律違反の事案を審査する。

(委員会の所掌事務)

第5条 委員会は組合長の請求を受けて次の事項を行う。

- (1) 組合長から請求のあった事項について調査及び審査を行うこと。
- (2) 組合長に対し、職員の懲戒処分の要否及び懲戒処分を必要とする場合は、その種類等について意見を答申すること。

(委員会の組織)

第6条 委員会は、委員長又は委員をもって組織する。

- 2 委員長は、香南市及び香美市（以下「組合市」という。）の副市長のうち組合長の指名するものをもって充てる。
- 3 委員は、組合市の副市長、会計管理者、施設長及び庶務課長をもって充てる。
- 4 委員会に必要に応じて特別の事案を審査させるため、委員長が指名する臨時委員を置くことができる。

(職責)

第7条 委員長は、会務を総括する。

- 2 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(審査の請求)

第8条 組合長は、第3条第2項の規定による報告を受けた場合において、必要と認めるときは、懲戒処分の要否及び種類等について委員会に審査請求することができる。この場合においては、その旨を本人に審査通知書（様式第7号）により通知するものとする。ただし、本人の所在が明らかでないときはこの限りでない。

(会議)

第9条 委員会は、組合長から前条の規定に基づく請求があった場合に委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の4人以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(審査)

第10条 委員会の議事は、非公開とし、書面審査とする。ただし、本人から請求があ

ったときは、口頭審査とする。

- 2 庶務課長は、委員会の会議で、当該事案について説明するものとする。
- 3 委員長は、必要に応じ、本人その他関係者を委員会に出席させ、当該事案についての意見又は説明を求め、審査に必要な資料の提供を求めることができる。

(除斥)

第11条 委員長及び委員は、自己又はその三親等以内の親族に関する事件については、その議事に参与できない。ただし、委員会の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができる。

(答申)

第12条 委員会は、事案の審査等を終えたときは、懲戒処分の要否、種類、程度その他必要と認める事項を決定し、速やかに委員長が懲戒審査報告書(様式第8号)により組合長に答申しなければならない。

(処分)

第13条 組合長は、第2条第2項の報告又は第3条第2項の報告及び前条の答申があった場合において、分限又は懲戒の処分の必要があると認められるときは、その処分を行うものとする。

- 2 前項の処分は、当該職員に対し、分限処分にあつては、分限処分書(様式第9号)及び分限処分説明書(様式第10号)を、懲戒処分にあつては、懲戒処分書(様式第11号)及び懲戒処分説明書(様式第12号)を交付して行うものとする。
- 3 前項の場合において、その処分を受ける者の所在が明らかでないときは、分限処分又は懲戒処分の公示(様式第13号)により民法(明治29年法律第89号)第97条の2の規定による公示送達の手続きを行う。
- 4 第2項の書面の交付に際し、当該職員がその受領を拒んだときは、その時において書面の交付があったものとみなす。

(訓告等)

第14条 組合長は、職員の規律違反が軽微なものであつて懲戒処分を要しないと認めるときは、訓告又は口頭注意を行う。

- 2 前項の訓告は、訓告書(様式第14号)を当該職員に交付して行うものとする。

附 則

この訓令は、平成22年5月1日から施行する。

附 則(平成24年3月1日訓令第1号)

この訓令は、平成24年3月1日から施行する。

附 則(平成25年10月1日訓令第3号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、改正後の職員の分限及び懲戒等に関する取扱規

程の規定は、平成28年4月1日から適用する。

様式第1号（第2条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">分 限 報 告 書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年    月    日</p> <p style="margin: 10px 0;">(施設長)</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">様</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">職名（庶務課長）</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">氏名 <span style="float: right;">⑩</span></p> <p style="margin: 10px 0;">次のとおり地方公務員法 <span style="font-size: 1.2em;">〔 第28条第1項 第28条第2項 〕</span>の規定に該当すると認められる ので報告します。</p>		
規定に該当したと 認められる者	所 属	
	職 名	
	ふりがな	
	氏 名	
	生年月日 (年齢)	年    月    日生 (    歳)
事 実 の 発 生 し た 日 時	年    月    日    午 前 後    時	
事 実 の 発 生 し た 場 所		
事 実 の 内 容		
事 実 に 関 す る 証 拠		

様式第2号（第2条関係）

分 限 身 上 調 査 書			
年 月 日			
職名（庶務課長） 氏名			
⑩			
所 属		職 名	
ふ り が な 氏 名		生 年 月 日 ( 年 齡 )	年 月 日生 ( 歳 )
採 用 年 月 日	年 月 日	現 給	級 号 給 円
既 往 の 分 限 懲 戒 処 分	有 ・ 無	あつた場合のその年月日、種別及びその理由	
		年 月 日	
		種 別	
		理 由	
勤 務 の 状 況			
平 素 の 行 状			
事 実 確 認 の 根 拠			
事 業 所 及 び 事 業 所 外 に 与 え た 影 響			

様式第3号（第2条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">分 限 調 査 報 告 書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年    月    日</p> <p style="margin: 0;">香南香美老人ホーム組合長 様</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">職名（施設長）</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="margin: 0;">次のとおり地方公務員法 <span style="font-size: 1.2em;">〔 第28条第1項 第28条第2項 〕</span>の規定に該当すると認められる ので報告します。</p>			
該 当 事 実 が 認 め ら れ る 者	所 属		
	職 名		
	ふりがな 氏 名		
	生年月日 (年 齢)	年    月    日生 (    歳)	
事 実 発 生 年 月 日	年    月    日    午 前 後    時		
事 実 発 生 場 所			
事 実 の 内 容			
事 実 に 関 す る 証 拠			
調 査 し た 事 項			
報 告 を 受 け た 年    月    日	年    月    日	庶 務 課 長 確 認 印	

様式第4号（第3条関係）

規 律 違 反 報 告 書		年 月 日
(施設長)	様	職名（庶務課長） 氏名 <span style="float: right;">⑩</span>
次のとおり地方公務員法第29条第1項の規定に該当する疑いがあると認められるので報告します。		
規律違反をしたと認められる者	所 属	
	職 名	
	ふりがな	
	氏 名	
	生年月日 (年齢)	年 月 日生 ( 歳)
規律違反の発生日時	年 月 日 午 前 後 時	
規律違反の場所		
規律違反の内容		
規律違反に関する証拠		



様式第5号（第3条関係）

規 律 違 反 身 上 調 査 書 年 月 日 職名（庶務課長） 氏名 <span style="float: right;">⑩</span>			
所 属		職 名	
ふ り が な 氏 名		生 年 月 日 ( 年 齡 )	年 月 日生 ( 歳 )
採 用 年 月 日	年 月 日	現 給	級 号 給 円
既往の懲戒処分	有 ・ 無	あった場合のその年月日、種別及びその理由	
		年 月 日	
		種 別	
		理 由	
勤 務 の 状 況			
平 素 の 行 状			
規 律 違 反 の 発 覚 の 端 緒			
事 業 所 及 び 事 業 所 外 に 与 えた 影 響			

様式第6号（第3条関係）

懲戒審査報告書			
		年 月 日	
香南香美老人ホーム組合長 様		職名（施設長）	
		氏名	⑩
次のとおり地方公務員法第29条第1項の規定に該当する規律違反があると認められるので報告します。			
規律違反をしたと認められる者	所 属		
	職 名		
	ふりがな 氏 名		
	生年月日 （年齢）	年 月 日生（	歳）
規律違反の年月日	年 月 日	午前	午後 時
規律違反の場所			
規律違反の内容			
規律違反に関する証拠			
調査した事項			
報告を受けた 年 月 日	年 月 日	庶務課長 確認印	

平成 年 月 日

様

香南香美老人ホーム組合  
組合長

印

審 査 通 知 書

あなたは、次のとおり規律違反の疑が認められるので、香南香美老人ホーム組合職員の分限及び懲戒等に関する取扱規程第8条の規定により香南香美老人ホーム組合職員懲戒審査委員会の審査に付します。

なお、審査に際して口頭審査を希望する場合は、審査実施日前3日までにその旨を申し出てください。

審査に付すべき事案	
-----------	--

審査の日時	
審査の場所	

様式第8号（第12条関係）

香南香美老人ホーム組合長様

懲戒審査報告書			
委員会の開催の 日時及び場所			
委員会に請求の あった事項			
委員会の決定 した事項	懲戒処分の要否		
	懲戒処分の種別		
	その他必要と 認める事項		
意見	職名	委員長及び委員の 氏名	印

年 月 日

様式第9号（第13条関係）

分 限 処 分 書			
(所属) (職名)	(氏名)		
(分限処分の内容)			
年 月 日			
香南香美老人ホーム組合長 <span style="float: right;">⑩</span>			
交付の年月日		交付の方法	

様式第10号（第13条関係）

分 限 処 分 説 明 書				
交 付 日				
処 分 者	香南香美老人ホーム組合長 <span style="float: right;">㊟</span>			
<p>(教示) この処分についての審査請求は、地方公務員法第49条の2及び第49条の3の規定により、分限処分書を受領した日の翌日から起算して3月以内に、公平委員会に対して行うことができます。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、審査請求を行うことができません。</p> <p>(教示)</p> <p>1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法に基づき香南香美老人ホーム組合長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香南香美老人ホーム組合を被告として（訴訟において香南香美老人ホーム組合を代表する者は香南香美老人ホーム組合長となります。）提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。</p>				
処分を受けた職員	所 属			
	職 名		級及び 号 給	
	ふりがな 氏 名			
処 分 の 年 月 日	年 月 日			
処 分 の 種 類				
根 拠 法 令				
処 分 の 理 由				

様式第11号（第13条関係）

懲戒処分書			
(所属) (職名)	(氏名)		
(懲戒処分の内容)			
年 月 日			
香南香美老人ホーム組合長 <span style="float: right;">⑩</span>			
交付の年月日		交付の方法	

様式第12号（第13条関係）

懲戒処分説明書				
交付日				
処分者	香南香美老人ホーム組合長 <span style="float: right;">㊟</span>			
<p>(教示) この処分についての審査請求は、地方公務員法第49条の2及び第49条の3の規定により、懲戒処分書を受領した日の翌日から起算して3月以内に、公平委員会に対して行うことができます。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、審査請求を行うことができません。</p> <p>(教示)</p> <p>1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法に基づき香南香美老人ホーム組合長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香南香美老人ホーム組合を被告として（訴訟において香南香美老人ホーム組合を代表する者は香南香美老人ホーム組合長となります。）提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。</p>				
処分を受けた職員	所属			
	職名		級及び 号給	
	ふりがな 氏名			
処分の年月日	年 月 日			
処分の種類				
根拠法令				
処分の理由				



懲戒処分の公示

1 懲戒処分を受ける者

所属

職名

氏名

年 月 日生

2 処分の種別

3 処分の内容及び理由

年 月 日

香南香美老人ホーム組合長

印

様式第14号（第14条関係）

訓 告 書	
(所属) (職名)	(氏名)
(規律違反の事実)	
<p>上記に対し、職員の分限及び懲戒等に関する取扱規程第14条の規定により訓告する。</p> <p>年 月 日</p> <p>香南香美老人ホーム組合長</p> <p style="text-align: right;">⑩</p>	